

令和 7 年度大村市教育・保育施設等指導監査実施計画

1 施設監査

全ての地域型保育事業所に対して一般指導監査を実施する。

2 確認監査

(1) 特定地域型保育事業所

全ての特定地域型保育事業所に対して一般指導監査と同時に実地指導を実施する。

(2) 特定教育・保育施設

県が実施する一般指導監査と合同による実地指導を実施する。

3 放課後児童健全育成事業の指導監査

放課後児童クラブに対して書面検査を実施する。

書面検査の結果などを踏まえ、必要に応じて、実地による検査や集団指導を実施する。